

売木村の平成22年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、売木村の平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

1 健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	15.7	14.6
(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)

注 括弧内は早期健全化基準

2 資金不足比率

(単位:%)

簡易水道特別会計	下水道事業特別会計
—	—
(20.0)	(20.0)

注 括弧内は経営健全化基準

健全化判断比率・資金不足比率の状況

(平成22年度決算に基づく比率)

1 村財政の早期健全化・再生に関する指標

村財政の早期健全化・再生に関する指標である健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)は、いずれも早期健全化基準に該当しませんでした。

指 標	H19	H20	H21	H22
実質赤字比率 早期健全化基準 15%	-	-	-	-

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は該当ありませんでした。

※ 実質赤字比率:一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

指 標	H19	H20	H21	H22
連結実質赤字比率 早期健全化基準 20%	-	-	-	-

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じておらず、連結実質赤字比率は該当ありませんでした。

※ 連結実質赤字比率:全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

指 標	H19	H20	H21	H22
実質公債費比率 早期健全化基準 25%	24.3%	20.7%	17.4%	15.7%

実質公債費比率(H20~H22平均)は、前年度に比べ1.7ポイント低下しました。

※ 実質公債費比率:全会計と一部事務組合等を含めた元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

指 標	H19	H20	H21	H22
将来負担比率 早期健全化基準 350%	151.0%	93.1%	71.4%	14.6%

将来負担比率は、前年度に比べ56.8ポイント低下しました。

※ 将来負担比率:全会計と一部事務組合・公社・三セク等を含めた将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2 公営企業の経営健全化に関する指標

公営企業の経営健全化に関する指標である資金不足比率は、いずれの公営企業も経営健全化基準に該当しませんでした。

指 標	区分	H19	H20	H21	H22
資金不足比率 経営健全化基準 20%	簡易水道事業	-	-	-	-
	下水道事業	-	-	-	-

資金不足を生じた企業会計はないため、資金不足比率は該当ありませんでした。

※ 資金不足比率:公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率